

平成23年2月22日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

視覚障がいをお持ちのお客さま等への窓口対応について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 岡内欣也）は、社会的な要望や金融機関の公共的な役割を踏まえ、視覚障がいをお持ちのお客さま等が窓口でスムーズにお取引いただけるよう下記の通り対応いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 開始予定日 平成23年3月7日（月）

2. 対応の内容

「障がい者手帳」等により、ご本人さまのお手続きであることを確認させていただいたうえで、以下の通り窓口で対応いたします。

(1) 窓口でのお振込手数料の引き下げ

視覚障がいによりATMのご利用が困難なお客さまが、窓口でお振込を行う場合のお振込手数料を、ATMご利用時と同額に引き下げます（※1）。

※1 ATMでのお取引が可能なお振込の手続きが対象となります。

(2) 社員による代筆・代読の実施

視覚障がいをお持ちのお客さまなどご本人による自署等の書類記入が困難な場合で、お客さまからのご依頼がある場合には、複数名の当社社員立会いのもと、窓口での預金など受信取引（※2）のご新規・入出金・諸届の書類等の代筆および代読を行います。

※2 投資信託／公共債／実績配当型金銭信託／外貨定期預金／生命保険のお取引、ならびに金融商品仲介によるお取引等は対象外となります。

今後とも、当社は金融機関としての社会的役割を認識し、お客さまの利便性と満足度の向上に努めてまいります。

以上